

小美玉市



資料編

1 策定の経過

年 月 日	事 項	内 容
H18. 8. 3	第 1 回総合計画策定委員会	・ 総合計画策定委員会設置要綱について ・ 総合計画策定基本方針について(策定体制・スケジュール)
H18. 9. 26	第 1 回総合計画審議会	・ 委員委嘱 ・ 会長及び副会長の選任 ・ 諮問 ・ 総合計画策定基本方針について
H18. 11	市民意識調査	20 歳以上の市民 3,000 人を対象に意識調査を実施 (回収率 : 46.7%)
H18. 11	職員意識調査	市職員 618 名を対象に意識調査を実施
H19. 2	各種団体懇談会	市内 32 団体の代表を対象に懇談会を実施
H19. 3. 20	第 2 回総合計画策定委員会	・ 住民意識調査について ・ 職員意識調査について ・ 団体等のヒアリングについて ・ 基本構想の骨子案について
H19. 3. 24	市民フォーラム	まちづくり市民フォーラムの開催(参加者 : 約 200 名)
H19. 3. 30	第 2 回総合計画審議会	・ 住民意識調査について ・ 団体等のヒアリングについて ・ 基本構想の骨子案について
H19. 5. 22	第 3 回総合計画策定委員会	・ 基本構想修正案について ・ 部会・ワーキングチーム合同会議について
H19. 5. 24	部会・ワーキングチーム合同会議	・ 策定スケジュール及び基本構想の施策の大綱について ・ 基本計画素案の作成について
H19. 6	庁内調査	基本計画第 1 次各課素案のヒアリング
H19. 7. 19	第 4 回総合計画策定委員会	・ 基本構想修正案について
H19. 7. 31	第 3 回総合計画審議会	・ 基本構想の修正案について ・ 平成 19 年度策定スケジュールについて
H19. 8	パブリックコメント	基本構想案に対するパブリックコメントを実施
H19. 8	庁内調査	基本計画第 2 次各課素案のヒアリング
H19. 10. 16	第 5 回総合計画策定委員会	・ 基本計画案について ・ 市民懇談会、団体等懇談会の開催について
H19. 10. 31	第 4 回総合計画審議会	・ 基本計画案について
H19. 11. 2 ~ H19. 11. 26	市民懇談会	旧町村単位に 3 会場で実施(参加者 : 69 名)
H19. 12	パブリックコメント	基本計画案に対するパブリックコメントを実施
H20. 1. 21	第 6 回総合計画策定委員会	・ パブリックコメントの実施結果について ・ 総合計画案について
H20. 2. 4	第 5 回総合計画審議会	・ 会長の選任 ・ 市民懇談会及びパブリックコメントの実施結果について ・ 総合計画案について ・ 答申案について 【総合計画案について市長に答申】
H20. 3. 14	市議会定例会	小美玉市総合計画基本構想について可決

2 総合計画審議会条例

平成 18 年 3 月 27 日
条例第 25 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に基づき、小美玉市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、小美玉市総合計画に関する事項について、調査審議し、答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係機関及び市民等

(任期)

第 4 条 審議会委員の任期は、2 年とし再任を妨げない。

2 補欠によって就任したものの任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 5 条 審議会に特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員会)

第 6 条 審議会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の構成員は、審議会委員のうちから会長が委嘱する。

3 専門委員会は、市長から諮問を受けた特定事案について調査審議し、会長を通し市長に答申する。

(会長及び副会長)

第 7 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 8 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

3 総合計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 7 月 19 日
訓令第 94 号

(設置)

第 1 条 小美玉市総合計画の策定について必要な事項を調整・協議するため、小美玉市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 小美玉市総合計画策定についての方針
- (2) 基本構想、基本計画及び実施計画に関する事項
- (3) その他総合計画策定についての重要な事項

(構成)

第 3 条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長には助役、副委員長には教育長、委員には各部局支所長等をそれぞれ充てるものとし、その他必要に応じ、委員長が認めた者とする。

3 委員長は、策定委員会の会務を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 策定委員は、市長が任命する。

(部会等)

第 4 条 策定委員会の補助機関として部会及びワーキングチームを置く。

2 部会は課長の職にある者、ワーキングチームは課長補佐以下の職にある者をもって構成する。

3 部会に部会長を置くものとし、部会長は委員長が指名するものとする。

(会議の開催)

第 5 条 策定委員会の会議は委員長が、部会及びワーキングチームにあつては、当該部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

(意見の聴取等)

第 6 条 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、関係機関、団体、職員及び有識者等を出席させ、事案について説明又は意見を求めることができる。

(委託)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、専門的機関へ策定に必要な調査・検討を委託することができる。

(庶務)

第 8 条 策定委員会の庶務は、企画調整課において行う。

(その他)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 7 月 19 日から施行する。

4 審議会委員名簿

(敬称略、委員区分ごと五十音順)

選出区分	役職名	氏 名	備考
市議会議員		アラ カワ カズ ヒデ 荒 川 一 秀	平成 20 年 2 月 4 日から
〃	会 長 (H19. 11. 30 まで)	イイ ジマ トシ ム 飯 島 利 武	平成 19 年 11 月 30 日まで
〃		イチ ムラ フミ オ 市 村 文 男	平成 20 年 2 月 4 日から
〃		オ オ ワ ダ トシ ヒロ 大和田 智 弘	
〃		ササ メ ミサオ 笹 目 操	平成 19 年 11 月 30 日まで
〃		シゲ フジ ケン イチ 重 藤 賢 一	平成 19 年 11 月 30 日まで
〃		ナカ ムラ ツトム 中 村 強	平成 20 年 2 月 4 日から
〃	会 長 (H20. 2. 4 から)	ノ ムラ タケ カツ 野 村 武 勝	
識見を有する者		タカ ノ ツネ オ 高 野 恒 雄	
関係機関及び市民等		イチ ムラ ハツ イ 市 村 初 伊	
〃		オオ シマ コウ イチ 大 島 光 一	
〃		オギ スマ マ サ コ 荻 沼 まさ子	
〃		カタ ダ トモ ヒロ 片 田 友 宏	
〃		カワ シマ セツ コ 川 島 節 子	
〃		コ マツ タダシ 小 松 正	
〃		ス サキ ヤスシ 須 崎 康	
〃		ヌマ タ マ サ 沼 田 マ サ	
〃		ハセ ガワ カネ オ 長谷川 金 夫	
〃	副会長	ヒロ ト キョウ コ 廣 戸 京 子	
〃		フジ タ チ カ コ 藤 田 千夏子	
〃		ヤマ グチ ヨシ オ 山 口 芳 夫	
〃		ワカ イズミ ハル ヨシ 若 泉 治 佳	

5 諮問・答申

諮 問 書

小美玉市総合計画について

平成 18 年 3 月 27 日に小川町、美野里町及び玉里村の合併により誕生した小美玉市は、市町村合併という自治体の基本的な枠組みの変化に加え、厳しい財政状況の下、多様化、複雑化するさまざまな地域課題に的確に対応することが求められています。

このような社会的背景を十分に認識した上で、分権時代にふさわしい社会ビジョンを描き、地域特性を生かしながら市民本位のまちづくりを行い、心豊かな地域社会を築いていくために、小美玉市総合計画審議会条例（平成 18 年 3 月 27 日条例第 25 号）第 2 条に基づき、「小美玉市総合計画（基本構想・基本計画）」についての調査・審議を求めます。

平成 18 年 9 月 26 日

小美玉市総合計画審議会
会長 飯島 利武 様

小美玉市長 島田 穰一

答 申 書

小美玉市総合計画について

小美玉市総合計画審議会条例第2条の規定により、平成18年9月26日に諮問のあった「小美玉市総合計画」について、当審議会では慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申いたします。

なお、本計画の推進にあたっては、下記の事項に十分配慮のうえ「人が輝く水と緑の交流都市」の実現に努められますよう要望いたします。

記

- 1 本計画の実現に向けて、積極的な行政情報の提供に努め、市民との情報の共有を図りながら、十分な理解と協力を得ること。
- 2 合併の理念を踏まえ、本市の均衡ある発展と速やかな一体化を目指して、諸施策をより一層推進すること。
- 3 厳しい財政状況の中で、自主自立の財政基盤の確立を目指し、さらなる行財政改革の推進と施策の選択と集中による限られた財源の有効活用に努めること。
- 4 本計画の期間が10年の長期にわたるため、期間内において社会経済情勢の変化に伴い、本計画による対応が困難と判断された場合には、迅速かつ柔軟に対応すること。

平成20年2月4日

小美玉市長 島田 穰一 様

小美玉市総合計画審議会
会長 野村 武勝

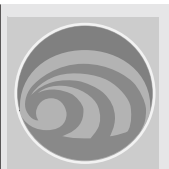
6 施策の目標一覧

頁	目 標		現 況 (H19)	目標年次 (H24)
1 章				
43	まちづくり組織認定団体数	「まちづくり組織支援事業」の支援を受けてまちづくりを展開する団体数の拡大を目指す。	17 団体	100 団体
45	地区コミュニティの割合	小学校区単位のコミュニティ組織を全市で立ち上げることを目指す。(コミュニティ組織数／小学校区＊ 100)	42%	100%
47	国際交流協会会員数	国際交流協会の会員数の拡大を目指す。(累計値)	140 人	200 人
49	人権教室の開催学校数(年間)	市内すべての小中学校において人権教室の開催を目指す。(市内小中学校 16 校を、 2 年間で開催)	4 校	8 校
51	審議会等委員への女性登用の割合	審議会などにおける女性の割合の向上を目指す。(「県男女共同参画基本計画」の目標値に準ずる)	18.4%	35%
51	男女の平等が実現していると思う市民の割合	職場、教育現場、地域、家庭で男女平等が実現していると感じている市民の割合の向上を目指す。(住民意識調査)	68.9%	80%
2 章				
61	幹線道路の整備に対する満足度	幹線道路の整備に対する市民の満足度の向上を目指す。(住民意識調査)	65.8%	70%
61	身近な生活道路の整備に対する満足度	身近な生活道路の整備に対する市民の満足度の向上を目指す。(住民意識調査)	49.8%	55%
63	バス路線数	現在の路線数を維持するとともに、一路線増設を目指す。	8 路線	9 路線
63	羽鳥駅の乗車人員(1 日平均)	茨城空港の開港などにより羽鳥駅の乗車人員の増加を目指す。	2,363 人 / 日	2,500 人 / 日
65	有収率	給水量のうち料金収入など収益につながった水量の割合を表す比率(有収率)の向上を目指す。	87%	89%
65	老朽配水管改修率	整備済みの布設管のうち、老朽化し布設替えが望ましい配水管の改修率向上を目指す。	40%	65%
68	公共下水道普及率	下水道普及率の向上を目指す。(普及率＝処理人口／行政人口)	27.2%	38%
68	農業集落排水事業整備率	巴中部地区第一期における農業集落排水事業の実施により、整備率の向上を目指す。(整備率＝事業実績／全体事業費)	－ (H20 着手)	100%
68	市設置型浄化槽設置数	市設置型浄化槽について、毎年 20 基の設置を目指す。	－ (H20 着手)	100 基
74	都市公園面積(市民一人あたり)	公園面積の拡大を目指す。(空港公園を含む)	2.72㎡ / 1 人	6.35㎡ / 1 人
3 章				
77	巴川・恋瀬川探検隊の参加者数	霞ヶ浦環境科学センターで実施している巴川探検隊、恋瀬川探検隊の活動に参加した市民の人数の拡大を目指す。	215 人	250 人
77	園部川の BOD 値 (1ℓ 巴 川 の BOD 値 あたり)	環境保全活動などの推進により、園部川、巴川の BOD 値の低減を目指す。	2.3 mg / ℓ 1.4 mg / ℓ (H17)	2.2 mg / ℓ 1.3 mg / ℓ
79	ごみの排出量(年間)(市民一人あたり)	年間ごみ排出量の削減を目指す。	308 kg / 年, 人	306 kg / 年, 人
81	騒音測定器の増設	騒音の実態をより正確に把握するため、関係機関に要請し、騒音測定装置の増設を目指す。	2 箇所	10 箇所
83	公共施設の耐震化率	公共施設の耐震化率の向上を目指す。(改正耐震改修促進法に基づく国土交通大臣の基本方針 学校: 74 棟 耐震済: 33 棟 その他: 12 施設 耐震済: 8 施設)	48%	62%
83	市民参加型の防災訓練回数	市民参加型の実践的な訓練を年 1 回以上実施することを目指す。	－	年 1 回以上実施

頁	目 標		現 況 (H19)	目標年次 (H24)
85	防火診断件数	住宅火災の出火件数及び死傷者の低減を図るため、住宅防火診断の実施件数の増加を目指す。(累計値)	123 件	1,000 件
85	火災発生による死亡者数	火災による死亡者数ゼロを目指す。	3 人 (H18.12.31)	0 人
85	救命率	高度な救命処置や応急手当により、救命率の向上を目指す。	6.25%	9 %
85	救急講習受講者数 (AED)	自動体外除細動器を用いた救急救命講習会の参加者数の増加を目指す。(累計値)	898 人 (H17.18)	3,000 人
87	県民交通災害加入率	交通事故による被災者の救済を図るため、県民交通災害共済の加入率の向上を目指す。	10.2%	15.4%
89	自主防犯組織数	地域における防犯力向上を図るため、自主防犯組織の増加を目指す。	12 団体	24 団体
4 章				
93	保育所待機児童数	民間保育施設新設を含め既存施設の増改修などにより、児童数枠の拡充を図り、待機児童ゼロを目指す。	41 人	0 人
93	子育て応援企業登録数	本市内の企業において、男女が子育てしやすい職場環境を実現していくため、子育て応援企業の登録社数の拡大を目指す。	25 社	50 社
93	放課後児童クラブ実施箇所数	各小学校区に一箇所以上の放課後児童クラブの実施を目指す。	8 箇所	12 箇所
93	「小美玉市結婚相談員」による成婚組数	「小美玉市結婚相談員」の紹介などによる市民の成婚組数の増加を目指す。(累計値)	2 組	20 組
95	乳児家庭への訪問率	乳児の健全な育成環境を図るため、生後4ヵ月までに市内で誕生した乳児家庭への訪問率の向上を目指す。	13% (H18 年度)	80%
95	すべての乳幼児健診の受診率 1歳6か月児健康診査受診率 3歳児健康診査受診率	乳幼児の健康保持と増進を図るため、すべての乳幼児健診の受診率向上を目指す。	85.5% 83.1% (H18 年度旧3町村平均)	90% 90%
99	医療施設・救急医療体制の満足度	医療施設・救急医療体制に対する市民の満足度の向上を目指す。(住民意識調査)	49.1%	50%
99	市医療センターの診療科目	現在の診療科目の保持と新たな需要に応じた診療科目の増設を目指す。	10 科目	17 科目
101	3級ヘルパー取得者数	県民3級ヘルパー取得運動に基づき、中学生の3級取得を促進し、3級ヘルパー取得者数の拡大を目指す。(累計値)	389 人	800 人
101	母子自立支援員数	母子家庭に対する相談体制を充実させるため、母子自立支援員の増員を目指す。	1 人	2 人
103	見守りサービスチーム数	高齢者が24時間安心して生活できるように、緊急時の対応、生活相談、配食サービスなどの多様な見守りサービスチーム数の増加を目指す。(各小学校学区単位で12チーム)。	0 チーム	12 チーム
103	地域密着型サービス事業所数 (指定)	小規模多機能型居宅介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、認知症対応型通所介護事業所や地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所などの整備を目指す。	8 箇所	12 箇所
105	地域活動支援センター設置箇所数	新たな地域活動支援センターⅢ型の開設を目指す。	2 箇所	3 箇所
105	一般就労者数	地域活動支援センターから一般の職場への就労の確保を目指す。(累計値)	1 人	5 人
107	特定健康診査の実施率 (国民健康保険)	病の早期治療を実現するため、特定健診の実施率の向上を目指す。(厚生労働省の基準による)	—	65%
107	保健指導の実施率	疾病予防や早期治療を実現するため、保健指導の実施率の向上を目指す。(厚生労働省の基準による)	—	45%

頁	目 標		現 況 (H19)	目標年次 (H24)
5 章				
111	茨城空港の来訪者数（年間）	茨城空港の年間利用客及び見学者など、100 万人の来訪者を目指す。	—	100 万人 / 年
111	茨城空港テクノパーク分譲面積	茨城空港テクノパークにおける企業立地を促進し、分譲面積約 37ha を目指す。	—	約 37ha
113	エコファーマー数	安全な農業の促進を図るためエコファーマー数の増加を目指す。	167 人	200 人
113	特別栽培農産物認証件数	安全な農業の促進を図るため、特別栽培農産物認証件数の増加を目指す。	14 件	28 件
113	学校給食への地元食材の供給率	地産地消を推進し、学校給食において使用する地元食材の供給率の向上を目指す。（食材の総量に対する小美玉産の割合）	30% (H17)	65%
113	農業粗生産額	農業の振興を図り、農業粗生産額の向上を目指す。	2,699 千万円 (H17)	2,750 千万円
115	小美玉ブランドの品目数	市場価値を持つ小美玉ブランドの新たな商品開発を目指す。	—	2 品目
115	雇用者数	工業の振興と雇用の促進を図り、雇用者の増加を目指す。	7,280 人 (H18)	7,500 人
115	製造品出荷額	工業の振興と雇用の促進を図り、製造品出荷額の増加を目指す。	1,558 億円 (H18)	1,710 億円
117	（仮称）小美玉市観光協会の設立の促進	商工会などとの連携による新たな組織として（仮称）小美玉市観光協会の設立を目指す。	— (未設置)	設置
117	（仮称）ふるさとメールの発信	携帯コンテンツの 1 つとして週 1 回程度、市のイベント情報やお知らせなどを送信する（仮称）ふるさとメールの発信を目指す。	— (未設置)	設置
117	（仮称）ふるさとマップの作成	地域コミュニティの協力などにより、小学校区単位の（仮称）ふるさとマップの作成を目指す。	—	4 小学校区
6 章				
122	家庭での学習習慣の定着率（平日）	市学力診断テストの学習状況調査において、家庭での学習習慣の定着率（家庭学習を毎日 30 分以上行う割合）100%を目指す。（小学生は 5 年生、中学生は 2 年生。平日のデータ）	小 92.2% 中 68.2%	100%
122	県体力テスト A+B の人数割合	県体力テストにおいて、指標（A+B）の割合 50%以上を目指す。（小学生は 6 年生、中学生は 3 年生。握力や上体起こしなど 9 種目の体力テストを行い、結果の良い順から A～E の 5 段階に評価するもので、評価の高い A と B に評価された児童生徒の全体に占める割合）	小 56.3% 中 50.8%	60%以上
122	不登校生徒（中学校）の割合	適応指導や学校、関係機関の連携により、不登校生徒（中学校）の割合 3 %以下を目指す。（不登校児童生徒援助状況報告における数値）	2.9%	2.7%以下
122	教育施設耐震化率	学校教育施設の安全性を確保するため、小中学校の耐震化率について、60%以上を目指す。	42.6%	60%以上
125	公民館利用者数	公民館のサービス向上を図り、年間利用者数の増加を目指す。	51,000 人 (H18)	75,000 人
125	図書館登録者数	図書館のサービス向上を図り、年間図書館利用数の増加を目指す。	22,000 人 (H18)	40,000 人
127	文化祭参加団体及び参加者数	市民の文化活動の支援を図り、文化祭参加団体及び参加者数の増加を目指す。	6,300 人	7,000 人
127	公共ホールの稼働率	公共ホールの稼働率の向上を目指す。（稼働率＝稼働日数 / 利用可能日数）	85.7%	90%
127	入館者、利用者数	公共ホールの利用度向上を図り、入館者、利用者数の増加を目指す。（対象は実入館数とし、練習室など多目的利用は除く）	188,000 人	210,000 人

頁	目 標		現 況 (H19)	目標年次 (H24)
129	総合型地域スポーツクラブ 開設数	文部科学省「スポーツ振興計画（平成 12 年度）」に基づき、多世代、多志向、多種目に活動するスポーツクラブの設立を目指す。	—	1 クラブ
129	スポーツ施設利用者数	市民が施設を利用しやすい環境を整備することにより施設利用者数の増加を目指す。	120,900 人	130,000 人
131	放課後子ども教室実施学校数	確かな学力の定着を図るため、放課後子ども教室推進事業の全小学校での実施を目指す。	3 校	12 校
7 章				
135	行政情報の満足度	行政の透明性を確保することにより、約 70% の市民が行政情報に満足している状態を目指す。（「行政情報の満足度」について、今後実施する各種意識調査において、経年的に調査していく。）	—	70%
135	市政へのご意見・ご提案の 件数	気軽に意見を出せるような広聴施策の環境整備を整えることにより、「市政へのご意見・ご提案」などの件数の増加を目指す。	104 件 (H18)	115 件
135	ホームページのアクセス件数	ホームページの内容充実を図ることにより、市ホームページへのアクセス件数の増加を目指す。	73,655 件	80,000 件
138	事務事業費削減目標率	事務事業費（物件費・維持補修費・一部事務組合等負担金を除く補助費・繰出金の合計額）の平成 17 年度決算額（58 億円）に対して 10% 削減（5 億 8 千万円）を目指す。	—	10%
138	経常収支比率（普通会計）	経常収支比率の県平均以下の継続を目指す。（経常収支比率とは財政運営の弾力性を示す代表的な指数。一般的にこの指数が 70～80% 以下であることが望ましいとされている。）	84.4% (H18)	85% 以下
138	職員の削減率	行政運営を効率化するため、職員の減員を目指す。	H18 基準年	15.2% 削減



小美玉市総合計画 2008-2017

人が輝く 水と緑の交流都市

平成 20 年 3 月発行

茨城県 小美玉市 市長公室企画調整課

〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉 835 TEL 0299-48-1111 FAX 0299-48-1199

<http://www.city.omitama.lg.jp>

